

1. 地域金融の課題

(1) 環境変化への迅速な対応

- 銀行業を取り巻く環境が急激に変化している。
長短金利差は、過去に比べ大きく縮小しており、その結果、長短金利差に頼り、融資量の拡大で収益をあげる従来型のビジネスの収益性は低下を続けている。
- 最近の決算をみると、それが既に顕在化しており、半数以上の地域銀行が本業赤字となっている。こうした状況が継続すると、やがて金融機関の健全性の問題に進展する恐れがある。
- これに加え、構造的な問題として、人口減少等による資金需要の減少やテクノロジーの進化による銀行業自体の変化が生じており、各金融機関における環境変化への迅速な対応が望まれる。

(2) 地域企業・経済への貢献と自らの経営安定の両立

- 地域銀行の経営の安定性は地域企業・経済の発展と相関が高い。銀行と同様に人口減少などに直面する地域企業の経営課題の解決に貢献することが出来る銀行は、厳しい経営環境の中でも、顧客との信頼関係をベースに生き残っていくことが可能。
- 金利環境の変化などにより、銀行の本業から得られる収益は予想以上に減少しており、金融機関も当局も、よりスピード感を持って、環境変化への対応が必要。

2. 金融行政の方針

(1) 検査・監督の見直し

- 金融検査マニュアルに基づくこれまでの検査は、前述の地域金融を

取り巻く課題の解決に資するものとはなっていなかった面がある。

- 金融機関と一緒に課題を解決していくため、昨年春に検査・監督の見直しに関する有識者会議の報告を出していただき、それをベースに半年以上金融庁内で検討したうえで、昨年 12 月に検査・監督の基本方針をパブリック・コメントにかけたところ。（その考え方については[こちら](#)）。

（２）個別行に対する検査・監督対応

- 昨年から、銀行ごとの収益性、健全性、ガバナンスの質などに関するデータの蓄積と分析に、大きなリソースを充てている。
- 今後は、こうした各行ごとのプロファイリングに基づき、メリハリのある検査・監督を行っていきたい。
- 具体的には、健全性やガバナンス・内部統制などの点で問題が少ない金融機関とは、主としてベストプラクティスに向けた対話を中心にしていく。
- 他方で、ビジネスモデルの持続性が乏しく収益性や健全性に問題がある金融機関、ガバナンスや内部統制等に問題が認められる金融機関とは、検査などを通じた実態把握に基づき、改善策についての深度ある対話を、問題が解決するまで継続していく。
- また、昨年 1 年間は、有価証券運用に焦点をあて、モニタリングを行ってきた。その中で、証券運用とリスク管理における専門性や経営の関与のあり方に大きな問題がある銀行が認められた。
- 最近になっても、世界的に金利正常化が予想される中、20 年国債購入を増加させるなどにより金利リスクを増大させている金融機関がある。有価証券の具体的運用は、各金融機関の経営判断に属することであるが、本業の収入減を埋め合わせるための目先の金利収入を理由に、過大なリスクをとっている金融機関が少なからず見受けられることに大きな懸念を有している。

- 本業で収益をあげられず経営体力も弱い金融機関が、本質的な経営課題と向き合わず、足元の収益確保のために、十分なリスク分析無しに運用を行なっていることは、健全性の観点から大きな問題であり、こうした金融機関の運用・リスク管理の改善は、急を要する行政課題と認識している。

(3) 早期是正と退出のメカニズム

- 最近における銀行業を取り巻く環境変化や収益の減少は、個別行の問題もさることながら、業界全体に通ずる側面もある。今後いろいろなリスクシナリオが顕在化する可能性がある中、今述べたような個別行との対話のみで、果たして、将来にわたる金融システムの健全性を維持できるか、という問題意識を持っている。
- 特に、抜本的な改革無しに収益性や健全性の改善が望めないという客観的な実態があるにもかかわらず、経営の認識が甘く、必要な対応を先送りし、結果として自力では回復不可能な程度にまで経営が悪化する金融機関が今後出現する可能性がある。
- 現在、金融機関の健全性維持の枠組みとして、監督指針で早期警戒制度、銀行法で早期是正措置が規定されているが、現行の枠組みに基づく対応だけでは、金融機関の健全性の維持への取組みが遅きに失することとならないか、検討する必要がある。地域の企業や経済に貢献できない金融機関の退出は市場メカニズムの発揮と考えられる一方で、退出により金融システムの信認が損なわれたり、顧客企業や預金者等に悪影響が及ばないようにしなければならないといった点も考慮しながらこの問題を検討していきたい。

(4) 地域に貢献する金融機関への支援

- ① 地域経済活性化支援機構（REVIC）、日本人材機構
- 厳しい経営環境が続く中、地域企業や地域経済の発展に貢献しようと努力している金融機関を支援することも行政の重要な役割と認識し

ている。

- ただし、金融機関の中には、そのため、これまでのビジネスモデルの変革や抜本的なリストラが必要と経営が認識しても、具体的に何をしたらよいか分からない、または経営を助けて改革を遂行する人材が不足している、などの悩みを抱えている経営者もいると考えられる。
- REVICにおいては、これまで金融機関の事業性評価や事業再生支援の能力を高めるための人材派遣や職員研修を行ってきたが、子会社の日本人材機構と共同で、そうした金融機関に対し経営サポート人材等の派遣を行い、金融機関の価値向上を支援したい。

② 銀行の業務範囲の見直し

- 地域金融機関が地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、業務範囲に関する規制緩和を検討しているが、まず、銀行本体や子会社等が取引先企業に対して行う人材紹介業務が、規制上問題ない旨を監督指針で明確化すべく、パブリック・コメントを近日中に開始する。
- 銀行の役割が、単に預金をとって融資するものから、顧客の課題や悩みに応える中でファイナンスのツールを提供すると言う具合に変化を遂げている中で、従来の銀行の業務範囲の考え方は一部時代に即さないものとなっているとの認識を強めている。地域の活性化に資する銀行の保有不動産の有効活用を含め、銀行業務の規制緩和を幅広く考えていく。

③ 金融機能強化法

- 銀行がビジネスモデルを顧客本位に変更しようとしても、一朝一夕に出来るものではなく、そうした変革が安定的な収益構造につながるまでには時間をかけた継続的な取り組みが必要。
- 現実には、顧客本位の業務運営を実践している金融機関の中には、金融機能強化法に基づく公的資金の注入により、財務の健全性を保ちなが

ら、着実にビジネスモデルの転換を進めているところがあり、公的資金の活用も、地域金融機関の健全性と地元企業・経済への貢献を両立させるひとつの有力な手段と考えられる。

- 他方で、公的資金の注入を受けながら、制度が意図した地域経済の活性化に貢献する金融機能の強化に課題が認められる金融機関も存在。
- 公的資金を活用する金融機関に対しては、法の趣旨に即したビジネスモデルの確立状況等に応じたメリハリあるモニタリングを行うと共に、金融機能強化法の運用を含めたあり方についても、改善の余地がないか検討を行っていく。

（５）公的金融と民間金融の役割

- 公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協業して地域経済の発展を下支えすることが本来の目的と考えられる。商工中金で発生した不正事案を踏まえ、昨年 11 月から「商工中金の在り方検討会」において議論が行われ、1 月 11 日に「中間取りまとめ」が行われた。
- その中では、商工中金は、地域金融機関と信頼関係に基づき連携・協業しながら、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等の支援に重点的に取り組み、当該企業の生産性向上等に貢献し、それを通じて適正な金利・手数料収入を得るビジネスモデルを構築すべき旨、提言されたところ。
- また、外部に独立性の高い「第三者委員会」を設置して、ビジネスモデル構築の進捗状況をモニタリングしていく旨の提言もなされている。
- 「商工中金の在り方検討会」においては、日本政策金融公庫をはじめとした公的金融全般についても、例えば、
 - （i）民間金融機関で十分資金需要に対応できる現在の環境では、公的金融の役割を抜本的に見直すべき。
 - （ii）公的金融の役割は、市場の失敗の補完であり、これを機会に他の政府系金融機関、信用保証制度も含めて全体として制度見直しの議論が必要である。

(iii) 政府系金融機関の金利は、地域金融の金利のプライシングに大きな影響を及ぼしている。
など、様々な意見が出された。

- 金融庁としても、金融機関の協力を得ながら、更なる実態調査に努め、公的金融と民間金融の望ましい関係の実現に向けて、関係省庁等との議論を行っていく予定。

(6) 将来にわたって健全性と金融仲介機能を両立させる競争のあり方

- 同一地域内での経営統合に対する公正取引委員会の対応に注目が集まっている。金融庁としても、人口減少が進み、自然と金融サービスの供給者等が減少せざるを得ない中で、地域における独占・寡占の弊害を起こすことなく、地域の企業や住民に良質な金融サービスを提供できる健全な地域金融機関が将来にわたって存続するために、いかなることが必要か検討していく。
- 上記2(3)から(6)の事項については、それぞれが相互に関連することから、今後「金融仲介の改善に向けた検討会議」で、有識者の方々に議論して頂き、考え方をとりまとめる予定。

3. 地域金融機関への期待

- 地域の金融機関や企業を取り巻く環境は厳しさを増しているが、他方、地域企業には、ITの活用による経費の削減、事業の選択と集中といった生産性向上策を適切に実施すれば、企業価値の向上が見込める先は決して少なくない。多くの中小企業は、社長と営業部門、製造部門があるだけで、大企業のように企画部や財務部といった経営戦略やファイナンス政策などを考える部署や人材が不足しているところが多いと思われる。企業の経営者の課題や悩みを聞き、当該企業の価値向上につながる有益なアドバイスとファイナンスを提供し、地域企業・経済に貢献することが、地域金融機関に期待される役割だと考えている。
- こうしたビジネスモデルを既に実践している金融機関の数は次第に増えていると認識しているし、より多くの金融機関がこうした共通価値

値の創造に結びつくビジネスモデルを確立すれば、地域経済の発展の可能性は高くなると考えられる。

4. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績及び参考事例集の公表について

(1) 活用実績について

○ 経営者保証ガイドラインについて、昨年12月27日に、平成29年度上半期の民間金融機関における活用実績を公表した。

○ 全体の活用件数は約31万件と、前年同期比約13%増加（約4万件の増加）となり、新規融資全体に占める経営者保証に依存しない融資の割合については16.3%と、前年同期の実績と比べて1.8%ポイント上昇している。地域銀行のみで見ると、約20%と同約3.0%ポイント上昇している。

一部の地域銀行では、経営トップの方針の下、ガイドラインの趣旨や内容を営業現場に周知徹底を図るなど、ガイドラインの活用に向けた態勢整備を進めた結果、10%ポイント以上上昇しているところも見られた。

○ また、代表者の交代時の対応状況について見ると、特に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が約38%であり、前期比約9.0%ポイント低下している。地域銀行のみで見ると、約31%と同約10%ポイント低下している。

事業承継時において、個人保証の必要性の十分な確認を行うことにより、原則新・旧経営者から二重で個人保証を徴求していない地域銀行が増加するなど顕著にガイドラインの活用が進んだことが窺える。

○ このように全体的に改善が見られた中、特にガイドラインの活用が進んでいる金融機関の取組状況を確認したので、紹介する。

・ 経営トップが個人保証は保全の観点から重要性は低いとの考えの下、事業性を十分に評価することでガイドラインの活用を積極的に進めており、今般、より一層の業務効率化により、顧客との対話時間を増

やすことで、無保証割合を約8割まで高めている。

- ・ 事業承継時には、第三者となった旧経営者の個人保証は原則解除するとともに、解除しない場合も、その後、保証解除に向けてモニタリングを継続することを行内ルールに規定することにより、新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が5%未満となっている。

- 一方で、事業承継時を含むガイドラインの活用が十分進んでいない金融機関も多くあるため、引き続き、ガイドラインの活用を促していきたい。

（２）参考事例集の公表について

- 金融庁が「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促すため公表している参考事例集について、今回、新たに8事例を追加した改訂版を昨年12月27日に公表しており、その中から、新規融資時と債務整理時の1事例ずつを紹介する。

（新規融資時）

- ・ 財務基盤の安定性に不安が残るなど、ガイドラインの要件を十分に満たしていないものの、事業内容や成長可能性等を含めた事業性を評価することで、経営者保証を徴求しなかった事例

（債務整理時）

- ・ REVICを活用した医療法人の事業譲渡による抜本的な事業再生において、ガイドラインを踏まえて、保証人に対して、将来的に当該地域医療を支えることを目指した子息の大学進学費用を含めて、通常よりも多額の2千万円という資産を残した事例

- ガイドラインの融資慣行としての浸透・定着に向けて、こうした取組事例を参考にしてほしい。

- なお、金融庁としては、今後も金融機関との対話を通じて、各金融機関のガイドラインに係る取組状況について、更なる実態調査を進めていきたい。

5. 詐取されたキャッシュカードによる不正出金の被害防止について

- 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況については、四半期ごとに取りまとめて公表しており、平成 29 年 9 月末の状況を昨年 12 月に公表した。偽造キャッシュカードによる預金の不正払戻し被害は減少傾向にあるものの、盗難キャッシュカードによる被害は、28 年度以降、急増しており、29 年度上半期の被害発生件数・被害金額は、共に前年同期比約 2 倍となっている状況。
- 具体的には、銀行協会職員や銀行員、警察官、百貨店社員等を名乗り、個人宅へ電話をかけて自宅を訪問し、「口座が不正に使われている」「今なら被害を補償する」などと顧客の不安をあおり、言葉巧みに口座の暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取るといった被害が見受けられる。
- 各金融機関におかれては、従前より、注意喚起文をウェブサイトに掲載するなど、各種対策に取り組んでいると承知しているが、被害が急増している現状にかんがみ、例えば高齢者など、被害の多い顧客の属性を踏まえた注意喚起及び啓蒙活動により一層取り組むなど、被害の特徴を捉えた対策の検討に努めてほしい。

6. 金融機関と反社会的勢力との関係遮断について

- 本年 1 月より、銀行業界による警察庁の暴力団情報データベースへの照会が、新規の個人向け融資を対象に開始されたところであり、各行におかれては本データベースを適切に運用し、銀行取引からの反社排除に努めてほしい。
- また、既存の制度としては、24 年 6 月に預金保険機構（業務は整理回収機構に委託）が預金取扱金融機関から反社債権を買い取る「特定回収困難債権」の買取りが、また、26 年 7 月に整理回収機構がそのサービサー機能を活用することによる、それ以外の金融機関からの反社債権の買取りが、それぞれ始まっている。

- 入口対策として警察庁の暴力団情報データベースを適切に運用するとともに、出口対策として預金保険機構、整理回収機構による反社債権の買取制度を積極的に活用し、反社会的勢力との関係遮断を徹底してほしい。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- マネロン・テロ資金供与対策については、平成 29 年 12 月 8 日から平成 30 年 1 月 12 日まで「ガイドライン」案について意見募集を実施した。
- 本ガイドラインで求められているリスクベース・アプローチの実施に当たって、各金融機関が自らの業容・規模・取引形態等を考慮すべきことは当然であるが、様々な特性に応じたリスクの評価とリスクに見合った対策等について、対策の高度化を図る必要がある。
- 当局としても、必要に応じ検査も含めた深度あるモニタリングを行い、金融機関の的確な対応を促すほか、金融機関に具体的な対応の目線を示すべく、具体事例の提供を更に進めるなど、業界団体とともに対応を深めていきたい。

(以上)